

○釧路市音別町認知症高齢者グループホームの設置及び管理運営に関する条例施行規則

平成17年10月11日  
釧路市規則第131号

(目的)

第1条 この規則は、釧路市音別町認知症高齢者グループホームの設置及び管理運営に関する条例 (平成17年釧路市条例第118号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入居申込み及び決定)

第2条 条例第7条に規定する入居申込みをしようとする者は、釧路市音別町認知症高齢者グループホーム入居申込書を市長に提出するものとする。

2 入居の決定については、施設長、市の職員、その他必要な職員(常勤及び非常勤職員を含む。)をもって審査し、市長が決定し、その結果を釧路市音別町認知症高齢者グループホーム入居許可(不許可)決定通知書により申込者に通知するものとする。

(契約の締結)

第3条 入居の決定を受けた者は、市長と契約を締結するものとする。

(利用料の納付)

第4条 条例第8条に定める利用料は、所定の納入通知書により毎月末日までの分を翌月の20日までに納付しなければならない。

(入居申込みの取消及び退居届の提出)

第5条 入居申込者が申込みの取消しをしようとするとき及び入居者が契約満了以外の理由により退居しようとするときは、入居申込みの取消・退居届を市長に提出しなければならない。

(入居の解除)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、退居させることができる。

- (1) 共同生活を営むことに支障がある者
- (2) 常時、医療の管理下におかななければならない者
- (3) 感染症疾患を有する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が不相当と認めた者

(入居者の遵守事項)

第7条 グループホームの入居者は、施設長の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備を損傷し、汚損し、又は滅失する行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑となるおそれのある物品又は動物等を持ち込まないこと。
- (3) 指定の場所以外での飲酒又は喫煙をしないこと。
- (4) その他公衆衛生及びセンターの管理に支障を及ぼす行為をしないこと。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の音別町痴呆性高齢者グループホームの設置及び管理運営に関する条例施行規則(平成15年音別町規則第23号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月29日規則第32号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。